(5) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進

御 告	説明図表番号
ア 計画期間終了後の効果測定の実施状況	
計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するため	表 2-(5)-①
に設定した指標の値の推移を継続的に測定(以下「継続的な効果測定」と	
いう。) しているか調査したところ、継続的な効果測定を実施しているも	
のは291計画中71計画(24.4%)、実施していないものは99計画(34.0%)	
であった。このほか、都市再生整備計画において、評価を確定させるため	
に計画期間終了後に効果測定を実施していると回答があったものが 121	
計画 (41.6%) あった。	
継続的な効果測定を実施している主な理由は次のとおりであった。	表 2-(5)-②
① 同様の目的を有する次期計画を実施中であり、当該次期計画の中間評	
■ 価・事後評価を行うことが前計画の継続的な効果測定になっているとす。	
るもの(44 計画)	
② 引き続き市街地活性化に取り組んでいくために必要な情報であると	
するもの (2 計画)	
③ 事後評価の際に1回だけ測定するのみであれば、そこで認められた効	
果が一時的なものか検証できないためとするもの (2 計画)	
④ その他、市の総合計画の指標として継続的に把握している、今後の参	
考となる可能性もあるため各年のデータを把握しているとするもの等	
(23 計画)	
一方、継続的な効果測定を実施していない主な理由は次のとおりであっ	表 2-(5)-③
た。	
① 事後評価を実施した際に各指標の目標値を上回る結果が得られたこ	
とから、継続的に効果測定する必要性を感じなかったなどとするもの(9	
計画)	
② 継続的な効果測定について、国のマニュアル等で実施や報告が求めら	
れていないとするもの (8計画)	
③ 計画期間終了後も継続的に効果を測定していきたいが、近い時期に事	
業を実施する予定がなければ、継続的な効果測定に係る所要の予算配賦	
について財政当局の理解が得られない、継続的な効果測定に取り組む時	
間がないなど、コスト・事務負担に関するもの(6計画)	
④ ハード整備事業の効果について、どの時点で効果測定・評価を行うか、	
単年度の実績で評価を行うか、複数年度の実績で評価を行うかなど、実	
施時期、手順等が国のマニュアル等で明確になっていないとするもの(1	
計画)	
⑤ 継続的な効果測定を実施していない理由は不明とするもの(42 計画)	
⑥ その他、次期計画に基づき新しい事業が展開されていることから行っ	

ていない、継続して推移を把握していくような指標ではないとするもの 等(33計画)

イ 一定期間経過後の施設利用者数等

今回調査対象とした計画以前に公費を投入し整備されたものも含めて 複合施設等の利用者数の推移等を調査したところ、一定期間経過後に施設 利用者数が大幅に減少しているものが3事例みられた。

これらの市では、いずれも施設利用者数等の効果の発現状況を継続的に 把握し、その結果を踏まえて対策を講ずることにより、利用者数の減少に 歯止めをかける努力をしており、中には一時的に利用者数の減少がみられ た商業施設について、市が対策を講じた後に、利用者数が増加している例 もみられた。

ウ 関係府省の対応等

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体に対し継続的な効果測定を行う ことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体 的な手順等を示していない。

なお、国土交通省は、事業完了後から継続的に中長期にわたり得られる効果(ストック効果)に着目した情報収集をし、研修等を活用して地方公共団体に情報提供を行っている。収集した事例の中には、平成 20 年度までに整備した事業の効果を継続的に測定し、新たな課題(観光客数の維持、向上等)に対応するため、新たな都市再生整備計画を作成・実施している例など、継続的な効果測定の取組もみられる。また、平成 28 年度においてもストック効果に関する情報収集を行うとしている。

【所見】

したがって、内閣府及び国土交通省は、継続的な効果測定やその結果を踏まえた対策の実施等、計画期間中に発現した効果を持続させていく取組を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

地方公共団体に対し、計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性を示すとともに、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している事例等、計画で発現した効果を持続させるための取組を収集・分析し、地方公共団体の参考となる取組事例等を紹介するなど、情報提供の充実に努めること。

表 2-(5)-④

表 2-(5)-⑤~ 表 2-(5)-⑨i、ii 表 2-(5)-⑩

表 2-(5)-① 計画期間終了後の継続的な効果測定の実施状況

(単位:計画、%)

区分	地域再生計画	都市再生整備 計画	中心市街地活 性化基本計画	計
実施しているもの	13	18	40	71
	(17. 1)	(10.5)	(90.9)	(24.4)
うち次期計画等で 実施	4	7	33	44
未実施のもの	63	32	4	99
	(82.9)	(18.7)	(9.1)	(34. 0)
確定値を測定するた めに実施(注2)	_	121 (70. 8)	_	121 (41. 6)
合 計	76 (100)	171 (100)	44 (100)	291 (100)

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 都市再生整備計画については、数値目標の達成状況の検証に見込みの値を用いた場合や、数値目標が達成できなかったために改善策を実施した場合に、適切な時期(原則、交付終了の翌年度)に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるためのフォローアップを実施することとされている。しかし、当該フォローアップは、把握できなかったデータを捕捉する性格のものであり、計画で発現した効果が持続しているか把握するために測定するものとは異なる。
 - 3 () 内は割合を示す。

表 2-(5)-② 計画期間終了後の継続的な効果測定を実施している主な理由

区分	主 な 理 由	件数
同様の目的を有する	・ 次期計画において、前計画と同じ指標を設定し、計画実	
次期計画において取	施による効果を把握することとしているため。	
り組んでいるため	・ 現在実施中の計画において、開始から3年経過後にモニ	44
	タリングを実施する予定であり、このモニタリングが前計	
	画のフォローアップも兼ねることになる。	
次期計画はないが、	・ 本計画の終了後、次期計画等を作成する予定はないが、	
引き続き市街地活性	市民アンケートの調査結果や協議会の意見を踏まえると	
化に取り組んでいく	ともに、これまで培ったソフト事業の継続や港湾エリアの	
ために必要な情報で	再開発、商業施設跡地の再活用等、官民協働により引き続	2
あるため	き市街地活性化に取り組んでいくため。	
	・ 本計画の終了後、市独自の「中心市街地まちづくり推進	
	プラン」を実施しているため。	
事後評価において把	・ 今後取り組むべき課題等の内容については事後評価・フ	
握した数値が一時的	ォローアップ時と変わっておらず、活性化度合いを測る物	
なものなのか検証す	差しになるものと考えている。事後評価が正しかったのか	
るため	ということを確認する意味が大きい。	2
	・ 事後評価において把握した数値が一時的なものなのか検	
	証することが望ましいと判断した。	

その他	・ 市の総合計画の指標として継続的に把握している。	
	・ 本計画で設定した指標については、今後の参考となる可	
	能性もあるため、計画期間終了後も各年のデータを把握し	
	ている。	23
	・ フォローアップ評価という形では行っていないが、必要	
	があれば対策を講ずるため、施設の利用状況は随時把握し	
	ている。	

⁽注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-③ 計画期間終了後の継続的な効果測定をしていない主な理由

区分	主 な 理 由	件数
事後評価を実施し	・ 事後評価において目標値を上回る結果を得ることができ、	
た際に各指標の目	フォローアップの必要性がなかったため。	9
標値を上回る結果	・ 計画期間内に事業も完了しており、計画に記載した目標は	9
が得られたため	達成しているため。	
国のマニュアル等	・ 事後評価後のフォローアップについて、国のマニュアル等	
で実施や報告が求	で実施することが定められていないため。	8
められていないた	・ 国のマニュアルで計画期間終了後における効果測定結果の	8
め	報告等が求められていないため。	
コスト・事務負担	・ 計画期間終了後も継続的に効果を測定していきたいが、近	
に関するもの	い時期に事業を実施する予定がなければ、そのような取組に	
	係る所要の予算配賦について財政当局の理解が得られない。	6
	新たに事業を実施していることから、過去の事業のフォロ	0
	ーアップに割く時間がないため。	
	・ 業務多忙のため、実施に至っていない。	
実施時期、手順等	・ ハード整備事業の効果について、どの時点で効果測定・評	
が国のマニュアル	価を行うか、単年度の実績で評価を行うか、複数年度の実績	1
等で明確になって	で評価を行うかなど、実施時期、手順等がマニュアル等で明	1
いないため	確になっていないため。	
不明	・ 継続的に効果測定を行っていない理由は不明である。	42
その他	・ 計画期間終了後のフォローアップは可能であるが、事業が	
	終了してから相当期間経過した後の数値は本事業の効果かど	
	うかの判断が難しいこと、次期計画に基づき新しい事業が展	33
	開されていることから行っていない。	33
	・ 設定した指標は継続して把握していくような指標ではない	
	ため。	

⁽注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-④ 施設を整備したものの、一定期間経過後に施設利用者数が大幅に減少している例

	CU	へる例								
1	事例の内容	市街地再	開発により、	今回調查	対象	きとした	を中心で	方街	地活性化	2基本計画の
		計画区域内	に中心市街地	の集客	拠点	として	飲食店	\$ P	市立図書	館等の複合
		施設が平成	13年1月に整	整備され	てい	いる。				
		当該複合	施設の来館者	数を調査	査し	たとこ	ろ、下	表の	りとおり.	、平成 19 年
		度には 619	万人に達して	いたもの	カの	、25 年	F度にに	‡ 43	33 万人ま	で減少して
		いる。								
		表来館者	表 来館者数の推移							
		(単位:人)								
		区分	平成13年度	16年	度	19 4	年度	2	2 年度	25 年度
		来館者数	4, 998, 782	5, 941,	422	6, 19	90, 584	5,	156, 102	4, 334, 227
		よっよっ ハノヨ	ナナベル ルョ	ナ ル ヘ +ケ	•≓∏⊔∋J	ь н » -	一件工具	T. h/L	ルの揺り	ナーニュー・スナフ
			亥市では、当記 火蒸歩乳の公							
		•	当該施設の公 用などの支援							
		している。	/11/4 C V/ 入1及	水で冊	9 2	/ _	Т У √ Я	尺台	// H] @	. M & C C C
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画								
	計画期間	平成 19 年 5	月1日~24	年3月3	81 日					
	目標(指標)		指標		基	準値	目標信	直	評価値	達成状況
	の達成状況	寺院境内の	歩行者・自転	車通行		0 550	10.0	00	10 01/	
		量(人)				3, 552	10, 0	00	10, 310) (
		中心市街地	(15 地点)	の歩行	263	3, 903	320, 0	00	226, 10	5 ×
		者・自転車	通行量(人)		200), 500 	020, 0	00	220, 100	, ,
		中心市街地	(36 町丁字)	の居住	Ç	9, 660	10, 9	00	9, 81	7 ×
		人口(人)								
			び生涯学習、	センタ	300), 726	368, 0	00	454, 399	
			用者数(人)	I Ite ba	A.I.I.	.)	7 7 71.1		- 1 18 -	- 1 7 1 7 01
	事例の内容		は、新しい魅力							,,,
			備を目的とし	, _					. , ,	
			地元企業等のでのできます。							
		17 年 11 月 (位置付けて		正浦し	(40 <u>'</u>	ノ、〓真	么心≀ ひ	ノ埋	古尹未で	. コ陜川四(⊆
			vio。 施設の利用者	数を調ね	査して	たとこ	ろ、下	表0	りとおり	平成 19 年
			る人に達してV							
			について、当							-
		か経ってお	らず、「オーコ	プン効果	: J O	プラス	ス影響が	ぶ続	いていた	こと、 ii)
		20 年度から	店舗の入れ	掛わりが	始ま	きり、 =	上産や食	欠食	の物販店	話舗以外の業
		態の出店や	一部空き店舗	が出た	こと	が原因	である	とし	している。	

平成22年度以降の利用者数をみると、下表のとおり、約14万人前後で推移しており、運営主体であるまちづくり会社では、店舗の入れ替わりに際しては、飲食店が入居していたところには飲食店を入居させるといったように集客物販につながる店舗を維持することにより、利用者数の安定を図っているとしている。

なお、当該市は、利用者数を維持させるために、当該商業施設への運営 費補助や当該施設を会場としたイベントの開催などを実施しているとし ている。

表 施設利用者数の推移

(単位:人)

区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
利用者数	182, 181	159, 771	205, 142	135, 508
区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数	140, 715	135, 963	137, 218	138, 593

(注) 当該市では、平成21年度における利用者数の増加は、特殊要因であるとしている。

3 計画区分 都市再生整備計画

計画期間 平成 20 年 4 月 1 日~25 年 3 月 31 日

p1 == 7931=3	1,90,000 17,11 100 07,101					
目標(指標)	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況	
の達成状況	観光入込客数(人/年)	532, 000	542,000	643, 837	0	
	道の駅観光施設利用者数(人/ 年)	39, 800	40,800	223, 901	0	
	公園パークゴルフ場利用者数 (人/年)	3, 500	3, 800	5, 300	0	

事例の内容

当該計画では、道の駅の建物の陰となっている水族館を土産物店に隣接する位置に移転し、著名な水族館プロデューサーの知見を活用し世界初の水槽の新設等の改修を行った。その結果、利用者数が大幅に増加している。

しかしながら、下表のとおり、施設改修前と比べると依然として高い効果が発現しているものの、平成 26 年度には 25 年度と比べ約 9 万 5,000人(約3割)減少となっている。

また、平成25年度から27年度までの各年度4月から11月までの利用者数をみると、27年度には25年度と比べ約半減となっている。

表 施設利用者数の推移

(単位:人、%)

	区分	改修前	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	利用者数	39, 800	194, 199	286, 355	191, 306	129, 930
	4月~11月	_	_	261, 891	170, 742	129, 930
	25 年度比		_	100	65. 2	49. 6
().)	\ 	71 > b				L

(注) 平成 24 年度の値は、平成 24 年 7 月から 25 年 3 月までの値であり、27 年度の値は、 27 年 4 月から同年 11 月までの値となっている。

当該市では、平成25年4月、水族館の集客力の維持と水族館効果を高め、地域の活性化を図ることを目的として、当該水族館の利用促進連絡会議(構成員:市観光振興課、各総合支所産業課、水族館指定管理者、地域観光協会及び観光協会連絡協議会。オブザーバー:水族館プロデューサー)を発足し、当該水族館の移転改築後においても引き続き、水族館プロデューサーから適宜、助言を受けながら、利用者数を確保するため、展示内容の工夫や広報に取り組んでいるとしている。

なお、平成27年11月、当該市のまちづくり協議会から当該市長に対し、 効果を持続させるため、次のような内容の答申書が提出されている。

- ① 観光客入込数は前年度比で16%減少となっており、今後は、当該水族館の集客力を持続させるための魅力づくりや一度訪れた者に再び訪れてもらえるような景観を含めた環境整備について、地域住民や関係機関と一体となった取組を進めることが重要
- ② 移転改築した当該水族館の集客効果を一過性にしないために、他自治区の観光スポットと連携した取組を行うなど、関係団体等が連携しながら、市が一体となって観光推進体制に取り組んでいくことにより、点から線、更には面的な観光施策の展開を進めていくべき
- (注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-⑤ 地域再生計画に関するアンケート調査(平成 27 年 9 月 4 日内閣府地方 創生推進室)調査票(抜粋)

	達成状況	具体的内容
目標①	▼プルダウンリストか らお選びください	
目標②	▼プルダウンリストか らお選びください	
目標③	▼プルダウンリストか らお選びください	
目標④	▼プルダウンリストか らお選びください	
目標⑤	▼プルダウンリストか らお選びください	
●「運成状況	」が「未実施」の場合は、このシート内の	の以後の設問に対する回答は不要です。「 <u>VI」のシートへお進み</u>
各日煙の過	を成状況に係る具体的が悪田!	について、各目標ごとにご回答ください。(記述式)
「日日保りた	E成仏ボに除る共体的な安凶	について、各日保にとにこ四合ください。(記述式)
目標①		
目標②		
目標(3)		
目標④		
目標(5)		Y
目標を遺	Ĕ成しなかった指標につい	いては、目標を達成するための対応策を本
ケートによ	こり報告させている。	
-		テうことの重要性や、データの把握時期、
-		本的な手順等を示していない。
○ 2.连成9 6	00 IE	とかくだけい。
問44-1にお	らいて <u>且欄を達成する見込み</u> ま ください。(記述式)	ありと回答した場合は、その目標を達成するための対
IO.CC MA	//=Co.9 (4070-70)	
●回答が終わ	りましたら、問45へお進みください。	
計画策定時	に設定した目標の事業着手後 びください。(単一回答選択式)	後の現在における妥当性の有無について、次のうち当)
ものをお選		
○ 1.妥当性か		

表 2-(5)-⑥ 地域再生計画認定申請マニュアル (総論) (平成 27 年 9 月内閣府地方創 生推進室) (抜粋)

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標(KPI)の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載にあたっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するために、設定した指標の値の推移を継続的に測定することの重要性について示されていない。

表 2-(5)-⑦ 社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成 27 年 4 月 9 日付け 国官会第 102 号国土交通事務次官通知) (抜粋)

【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、 あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うととも に、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣 あてに提出するときは、当該検証の結果(以下「事前評価の結果」という。) を当該整備計画に添付するものとする。
 - 一 目標の妥当性
 - 二整備計画の効果及び効率性
 - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価(以下「中間評価」という。)の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価(以下「事後評価」という。)の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況(社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。)
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針

明性 東海河區

事後評価時に今後の方針を検討し報告することとされている。

しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データ把握時期、把握 した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備 局等を経由するものとする。

第4 雑則

又は

果を

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- (注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(5)-⑧ まちづくり交付金評価の手引き 第3部事後評価の進め方2-2事業の成果及び実施過程の検証(事後評価シートの作成を含む)(平成20年8月 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室)(抜粋)

〇(1)成果の評価

④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標について、数値目標が達成できたか否かを検証します。事後評価の中でもっとも重要な部分です。

ア) データの計測時期

目標を定量化する指標ごとにデータの計測を行いますが、できる限り最新データが取得できる適切な時期に計測を行うこととします。ただし、その後の事後評価の手順及びそれに要する期間等を考慮すると、目安としては遅くとも $8\sim9$ 月初め頃までには計測し終えていることが望まれます。

イ) データの計測方法

都市再生整備計画に記載された「従前値」の求め方と同様の方法で計測することを原則とします。なお、計測方法はあらかじめ方法書に記載するので、方法書作成時には計測方法が検討されていることになります。

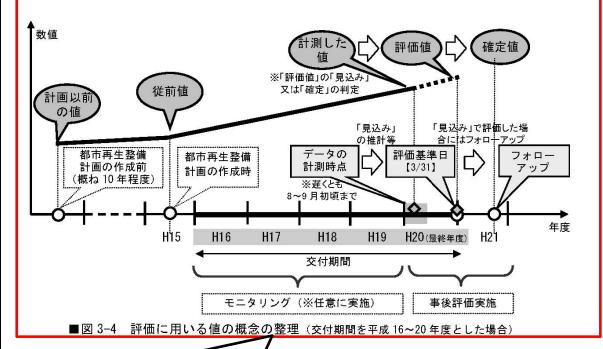
やむを得ず、従前値と同様の計測方法を採れない場合や方法書の記載と異なる手法で計測せ ざるを得ない場合には、適切と判断できる別の手法により計測することができますが、その場 合には、まちづくり交付金評価委員会に報告することとします。

ウ) 評価値の考え方

数値目標を達成したかどうかは、<u>評価基準日(交付終了年度の最終日)における値を「評価</u>値」とし、これによって評価します。

しかしながら、計測時期の目安として遅くとも8~9月初め頃までとしているため、多くの場合は、計測時点でのデータと過去の実績のデータ等を参考して、<u>評価基準日における「見込み</u>」の値を推計し、それを暫定的に「評価値」として代用します。

また、「見込み」の値を用いて評価を行った指標については、<u>原則、交付終了の翌年度にフォローアップ</u>を行うことにより、評価基準日における「評価値」を「確定値」として求め直し、 それをもって再度、数値目標が達成されたか否かを検証します。



まちづくり交付金の交付終了年度の最終日を評価基準日として評価を行い、未確定の数値がある場合には、交付終了時の見込みの状況を推計して評価した上で、交付期間が終了した翌年度に(翌年度に確定しない場合は、確定後速やかに)確定の数値を求めるためにフォローアップを行うことになっているが、これは把握できなかったデータを捕捉する性格のものである。

このため、計画期間終了後に、計画で発現した効果が持続しているか把握するために測定するものとは異なる。

○(3) 今後のまちづくり方策の作成

事後評価時に効果を持続させるために行う方策や未達成の目標を達成するため の改善策などを検討することとされている。

しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

(3) 今後のまちづくり方策の作成

まちづくり交付金の効果の持続を図るため、交付終了後におけるまちづくり方策についても検討し、実施を図ることが事後評価の特徴のひとつです。従って、「今後のまちづくり方策」は、<u>成果</u>の良否を問わず必ず作成するものです。

今後のまちづくり方策は、PDCAサイクルにおけるA(Act=改善)でもあり、交付終了後のまちづくりの基本的な考え方を検討するP(Plan=計画)でもあります。交付金の効果を交付終了後も持続・活用するために何をなすべきか検討する視点のほかに、達成できなかった目標ややり残した課題について、必要な措置を講ずる改善の視点も含めて検討する必要があります。

①まちの課題の変化

まちづくり交付金を活用するきっかけとなった当該地区のまちの課題について、事業を実施した ことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな 課題はないか等について検証します。

②今後のまちづくり方策

今後のまちづくり方策は、これまでに整理した「(1)成果の評価」「(2)実施過程の検証」「(3)効果発現要因の整理」の結果を踏まえ、今後必要となるまちづくりの方針やとるべき施策・事業等について幅広く検討します。

「(3) 効果発現要因の整理」は、個々の指標の成果に着目して要因整理を行うのに対し、「(4) 今後のまちづくり方策」では、まちづくり交付金の事業全体を俯瞰して、まちに及ぼした効果の持続・活用、未解決の課題の改善のあり方等を検討するものです。

従って、個々の指標が目標を達成したかどうかにかかわらず、そもそも交付金を活用するきっかけとなったまちの課題まで立ち返って課題解決の状況やまちの変化を確認したり、計画そのものが課題解決に有効であったかどうか等の検証も含め、さらに、これまでの評価結果(実施過程の評価や効果発現要因の整理)も踏まえて、総合的な視野をもって今後のまちづくり方策を検討します。

(留意事項) フォローアップ計画の作成

数値目標の達成状況について「見込み」の値で評価した指標や交付期間終了後1年以内に達成見込み「あり」とした指標については、フォローアップにより「確定値」を計測する必要があります。また、数値目標を達成していない指標については、今後のまちづくり方策の一環として改善策を検討しますが、改善策はフォローアップとして実施します。

そこで、今後のまちづくり方策には、これらのフォローアップ計画も含みます。後述の「2 -3 フォローアップの実施」を参照して下さい。

なお、当該地区において引き続きまちづくり交付金を活用しようとする際には、今後のまちづくり方策とフォローアップ計画及び次期都市再生整備計画との間で整合が図られる必要があります。

③まちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方用

まちづくり交付金による経験を、当該地区における次期計画や他地区におけるまちづくり(施策及び事業等)に活用することが重要です。今後、まちづくりを行う地区に対する申し送り事項として、うまくできた経験、うまくいかなかった経験を整理し、どのように活用することが望ましいのか整理します。

4検討体制

今後のまちづくり方策の検討にあたっては、効果発現の要因整理と同様に、事業担当課のみでの 検討ではなく、庁内関係各課の参画を必須とし、必要に応じて外部の有識者(学識経験者、まちづ くり専門家等)の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

望ましい検討体制や検討内容等については、《事後:参考1》を参照して下さい。

- (注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。
- 表 2-(5)-⑨ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル (平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室) (抜粋)
- 表 2-(5)-(9-i IV. 最終フォローアップ 4. 最終フォローアップ報告書の記載例(抜 粋)

3.今後について

目標指標に関連する、計画終了後の取組や方針について記入して下さい。

【記載例】

目標達成に向けた主要事業である〇〇〇〇地区商業活性化事業は、厳しい経済情勢を受けて計画期間内に完了しなかったため、計画当初に見込んでいた効果が得られなかった。一方で、△△ △△ 中口口口などの集客の核となる施設の整備は、歩行者通行量の増加に効果があったことから、引き続き、商業・業務・住居施設を整備する市街地再開発事業や、駅ビルの商業施設である商業活性化事業(〇〇〇プラザの増床など)を実施するとともに、△△△地区の再開発に向けた取組を推進し、各地区の魅力を高める。

また、商店街のショッピングモール化の推進により、歩行者通行量増の効果が得られたことから、天候の影響を受けずに買い物や散策ができるよう、アーケード整備などの関連する事業を実施する。

さらに、道路整備効果を中心市街地全体に波及させ、回遊性の向上を図るため、各エリアを繋げる路線の整備に向けた検討を行う。

事後評価時に「目標指標に関連する、計画終了後の取組や方針について」検討し報告することとされている。

しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

表 2-(5)-(9)-ii IV. 最終フォローアップ 2. 最終フォローアップに係る留意点(抜粋)

Ⅳ. 最終フォローアップ

1. 最終フォローアップの概要

最終フォローアップは、計画期間終了後に実施するフォローアップです。

具体的には、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について評価・報告をして頂きます。また、計画期間終了年度における目標指標の実績値、事業実施状況など、基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理

| 生す | 焼た | 再度新たか其木計画の認定由誌を行むらりする市町村は | 最級フェロー

中心市街地活性化基本計画の事後評価結果については、計画期間満了から2か月以内に内閣府に提出することになっている。

しかし、計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するために、 設定した指標の値の推移を継続的に測定することの重要性については示されていない。

2. 最終フォローアップに係る留意点

(1) 目標指標のデータについて

最終フォローアップにおいては、基本計画に定められている目標指標全てが対象となります。原則、計画期間終了年度の成果(目標指標の実績値を含む)についてフォローアップし、計画期間満了から2ヶ月以内に内閣府に提出し、概ね3ヶ月後に公表して頂きます(※1)。目標指標の実績値は、計画期間終了年度(※2)に調査が実施され、計画期間終了後2ヶ月以内に取りまとめられるものを基本とします(※3)。

なお、国の統計調査(例:経済センサス)の公表時期等の関係で、計画期間終了年度のデータが揃わない場合は、推計値によるフォローアップも可とします。

※1:年度途中で計画期間が満了する場合も同様です(6月終了の場合、8月末に提出)。

※2:年度途中で計画期間が満了する場合は、満了日から遡って1年以内のデータも可とします。 (27 年6月末終了の場合、26年7月から27年6月までのデータ)。

※3:3/31 時点の住民基本台帳調査で、4月にとりまとめを行う場合や、2月に実施した歩行者通行 量調査のとりまとめが5月に完了する場合などが該当します。

(2) 最終フォローアップ報告書提出後のデータ更新について

最終フォローアップ報告書の提出期限までに計画期間終了年度のデータの取りま とめが完了しない場合は、最新値が確定した後、報告書に追記することが可能です(この場合は、事前に内閣府にご相談下さい。)。

データ更新は、既に公表された内容を変更するのではなく、<u>あくまで最新値の追記</u> という形になりますのでご留意下さい。

【例】最終フォローアップは推計値で実施し、フォローアップ報告書の公表から半年後に調査結果が 確定したため、その確定値およびその数値に基づいた総括内容を追記しておきたい場合など。

表 2-(5)-⑩ 国土交通省がストック効果に着目した情報収集を行い、情報提供している事例

計画区分	都市再生整備計画								
計画期間	平成 16 年 4 月	11日~21年3	3月31日						
目標(指標)		指標		基準値	目標値	評価値	達成状況		
の達成状況	登閣者数(人		199, 230	219,000	287, 091	0			
	歩行者数(人		373	500	558	0			
	人口 (人)			30, 413	30, 700	31, 198	0		
事例の内容	道なというでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	、指標の一つで とともに、当 よる観光宣伝 る。 続的な効果測算 策等の新たな では、観光交流	景観助所である登録を計画の多や景観財産の結果が開発に対	式等の事 閣者と 閣者を が成め 踏する に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	業を実施し ついては で で で で で で で で で で の で さ み 環 、 数 来 来 成 め に り で り で り し り し り も り も り り り り り り り り り り り り	、全ての ・画期に ・画期に ・画期に ・画期に ・の ・の ・の ・ ・の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	指標に うりょう は うりょう は 美継 交 し 横 で も 楽継 交 し 備 の り り り り り り り り り し し し し し か し か し か し		

⁽注) 国土交通省提出資料に基づき当省が作成した。